

木更津市総合計画第4次期基本計画等策定業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、発注者が予定する「木更津市総合計画第4次基本計画等策定業務委託」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 委託業務名

木更津市総合計画第4次基本計画等策定業務委託

3 委託業務の目的

木更津市基本構想の将来都市像「魅力あふれる創造都市きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」の実現に向け、木更津市総合計画第3次基本計画（以下「第3次基本計画」という。）に基づき、諸施策を推進してきたが、令和8年度で計画期間が満了することから、引き続き、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、市制施行100周年を見据え、誰もが住みやすいまちを目指し、新たな時代にふさわしいまちづくりビジョンとなるよう、木更津市総合計画第4次基本計画（以下「第4次基本計画」という。）の策定を行う。また、第4次基本計画に位置付ける施策の実現に向けて、財政計画と連動した事業計画である実施計画の策定を行う。

併せて、第3次基本計画に位置付ける各施策を、地方創生の推進や戦略的な取組として整理し策定した、第3期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）が令和8年度で計画期間が満了することから、基本計画との整合性を図りつつ、第4期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第4期総合戦略」という。）を第4次基本計画に内包し策定を行う。

本委託業務は、第4次基本計画及び第4期総合戦略の策定に関して、専門的な見地から総合的な支援を受けることを目的とする。

4 業務履行場所

木更津市内全域

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 委託業務内容

（1）計画準備

作業スケジュール（案）を作成すること。

（２）基礎調査の実施

- ① 国内の社会経済動向の整理・分析
- ② 周辺自治体の動向を踏まえた本市の状況の整理・分析
- ③ 将来人口の推計

過去に本市で実施した人口推計を活用し、市内の各地区の特性や課題等を分析したうえで、木更津市基本構想の目標年次である令和 12（2030）年までの推計を修正するとともに、市制施行 100 周年（2042 年）を見据えた将来人口の推計を行うこと。

④ SWOT 分析の実施

社会・経済動向（マクロ）や本市の状況（ミクロ）を踏まえ、「強み」「弱み」「機会」「脅威」に分類・整理し、施策案を検討し提案すること。

⑤ 政策分析の実施

国、県の関連施策の分析を行うとともに、本市の既存計画の分析・整理を行うこと。

（３）第３次基本計画及び第３期総合戦略の検証・評価

第３次基本計画及び第３期総合戦略の施策の達成状況等に関する検証・評価方法を提案するとともに、検証結果の整理等を行うこと。

（４）市民意見の聴取に関する提案及び実施

① 市民アンケートの回答分析・課題抽出

木更津市が令和 7 年度に実施した市民アンケートを活用した回答分析・課題抽出を行うこと。

② 市民意見の収集・反映に関する提案

市民の意見を効果的に計画に反映する方法の提案を行うとともに、市民参加型会議における提言の整理を行うこと。

③ 市民参加型合意形成プラットフォームを活用したテーマの提案等

計画策定に伴い木更津市が構築した市民参加型合意形成プラットフォーム「きさらづみなトーク」のテーマや活用策の提案を行なうとともに取りまとめた市民の意見を効果的に計画に反映すること。

（５）各種会議の運営支援

① 木更津市総合計画審議会の運営支援（４回程度）

学識経験者等で構成された総合計画審議会の運営支援を行うこと。

- ・会議資料の作成支援
- ・当該審議会への出席及び説明、議事録の作成

② 木更津市総合計画策定会議の運営支援（５回程度）

各部の次長（予定）で構成された総合計画策定会議の運営支援を行うこと。

- ・会議資料の作成支援
- ・当該会議への出席及び説明、議事録の作成

③ 市民参加型会議（ワークショップ形式）の運営支援

地域ごとの意見交換会（８地区、各１回程度）の運営支援を行うこと。

- ・会議資料の作成支援
- ・当該会議へのファシリテーターとしての出席、提言書の整理、議事録の作成

④ 必要に応じて行う庁内説明会や主要部局とのヒアリング等への出席、運営支援

（６）第４次基本計画及び第４期総合戦略の策定に係る提案及び作業

基礎調査や本市で実施した市民意識調査の結果、第３次基本計画及び第３期総合戦略の検証・評価等を踏まえた第４次基本計画及び第４期総合戦略の策定に係る作業を行うこと。

① 構成等の提案

- ・基本計画・実施計画・総合戦略の策定に係る全体構成の検討・整理
- ・基本計画の体系（施策・主な取組）の検討・整理

② 基本計画骨子案の作成

③ 基本計画素案の作成

（７）基本計画書及び概要版のデザイン・編集・校正・修正作業

計画内容を分かりやすく住民に周知することを目的に、多くの市民に親しまれ、わかりやすいレイアウト及びデザインの提案を行う。文字の大きさやフォント、ルビ、配色等に配慮し、見やすいデザインを心掛けること。

（８）進行管理の仕組みに係る提案

① 第４次基本計画及び第４期総合戦略に位置づける施策について、継続的に評価・改善を行うため、具体的な数値目標の設定に関する助言、簡便な評価方法の提案

② 進行管理の結果について、本市予算編成へ反映させる仕組みの検討

（９）打合せ協議

業務の遂行にあたり、密に協議を行うものとする。

なお、進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

７ 成果品

本業務委託の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。なお成果品の納

入場所は、木更津市企画部企画課とする。

ア 木更津市総合計画第4次基本計画 (A4版、フルカラー刷、概ね300頁以内)	300部
イ 木更津市総合計画第4次基本計画(概要版) (A4版、フルカラー刷、概ね12頁以内)	1000部
ウ 上記①②に関するMicrosoft Word、Excel、PDFの電子データ	一式

8 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者により貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。